

# 国保の資格証明書、短期被保険者証の発行の改善を

中橋 友子 議員

## 問

2004年に国保制度が改悪され、滞納資格証明書が発行され、世帯に対し、制裁措置である資格証明書が発行され、全額自己負担となった。

資格証明書は、十勝全体で116世帯に発行され、そのうち幕別町が33世帯で、実に35%にもものぼっている。短期被保険者証の発行も107世帯あり、長引く不況による所得の減少、介護保険や医療費の負担増で、生活困難な町民が増えている。町民が安心して病院にかかれるよう、受療権を保障すべき。

- ① 資格証明書の発行は自治体の裁量権が大きく、審査基準を備え、指導を。
- ② 国保税の減免制度の拡充。
- ③ 税の引き下げ。
- ④ 国の責任の追求を。

## 町長

今現在、対象世帯27世帯33人であるが、転居先不明者が多く、実質12世帯14人で、この方々に通

知を出しても資格証明書を取りに来ないので、交付はゼロである。

① 滞納者対策実施要綱を定め、重度心身障害者医療費扶助対象世帯や母子家庭等に困窮されている世帯の方々については、資格証明書の交付を見合わせている。

しかし、一方では、納税相談の呼び出しに応じない方や納税誓約を履行しない方など、納税に対し誠意の見られない方には、「資格証明書交付対象世帯」として、来庁を呼びかけている。

② 減免制度の拡充については、災害など、年度当初に保険税を賦課したときには想定し得なかったような事情により、一時的に負担能力の著しい低下が認められたような場合に、徴収猶予、あるいは分納といった方策を講じているところ



誰もが安心して病院にかかれることが望ましいのだが

## 介護保険制度の見直しは改悪ではないか

## 問

2005年実施に向けた国の介護保険

制度の見直しでは、2号保険者の対象を40歳から20歳に引き下げ、障害者支援費

制度と介護保険の統合、サービス利用料負担を1割から2割3割に引き上げ、特別養護老人ホームでの家賃徴収、軽度要介護のサービス利用制限が打ち出されている。いずれも負担増とサービス低下につながり、改悪させないよう求める。

## 町長

介護保険制度は、5年を目途に制度全般について検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととなっていることから、その推移を見守っていききたい。

なお、このたびの見直しに際しては、昨年、北海道は道内の市町村の意見を取りまとめ、安定的な財源措置の確保や低所得者対策の充実などを既に国に申し入れを行っている

あり、ご理解いただきたい。

③ 国保財政を安定的に運営していくための基金残高がなく、医療費の動向によっては平成16年度以降も、いつ歳入不足に陥らないとも言えない。また、歳出においては、老健の拠出金が、制度改正により保険者負担が削減されている。

今後、創設が予定されている75歳以上の高齢者を対象とした老人医療制度における保険者負担もまだ確定していないことから、直ちに税率を引き下げることができない。

④ 国は、保険者支援制度の創設、高額医療費共同事業の拡充など、国保財政支援策を同時に打ち出したが、平成15年度からの3年間の時限措置とされているので、平成18年度以降も継続するよう、強く要望をしていきたい。

## 合併について、町の考えを示すべき

## 問

合併新法が新たに定められ、「三位一体」

改革、道州制の導入など、合併を取り巻く状況が大きく変化している。法定協

の話し合いが進んでいるが、状況の変化や町民アンケートの反映などを考慮し、先にゴールを定めての協議ではなく、町の考えをしっかりと示して行くべき。

## 町長

町に対するものについては、真摯に受け止めていく。今後は、住民説明会、出前講座、各種団体の意見等、できる限り多くの住民の意見を聞いた上で、議会と相談し、一定の方向を見出し、出していききたい。

アンケートの意見・要望を十分に踏まえて、合併協議に臨むとともに、